

大分大学医学部附属病院補助人工心臓装着適応検討委員会細則

平成27年3月25日制定

平成27年医学部附属病院細則1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院に、患者への補助人工心臓装着の適応を審議するために設置する大分大学医学部附属病院補助人工心臓装着適応検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 補助人工心臓装着の適応に関すること。
- (2) 植込型LVADの装着及び管理に関すること。
- (3) その他補助人工心臓装着適応に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 心臓血管外科の科長
- (2) 循環器内科、心臓血管外科及び麻酔科の医師 若干人
- (3) 臨床工学技士 若干人
- (4) その他委員長が必要と認める者

2 前項第2号から第4号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、心臓血管外科の科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第1－5号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。